

◎新潟県告示第477号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

一般財団法人 日本建築センター

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	一般財団法人 日本建築センター大阪事務所 大阪府大阪市中央区本町一丁目7番15号	一般財団法人 日本建築センター大阪事務所 大阪府大阪市中央区本町一丁目4番8号

3 変更する年月日

令和7年4月30日